

Ver 3.0

オフセット・クレジット(J-VER)制度に基づく 温室効果ガス排出削減プロジェクト計画書

プロジェクト名	千葉県畜産協会による農業バイオマスを活用した温室効果ガス排出削減事業
プロジェクト 代表事業者名	社団法人 千葉県畜産協会



提出日 23 年 11 月 22 日

受理日 23 年 11 月 22 日

最終版提出日 24 年 2 月 28 日

A : 参加者情報			
プロジェクト代表事業者 ※1			
事業者名(フリガナ)	社団法人 千葉県畜産協会		
住所	千葉県千葉市中央区新宿 1-2-3(K&T 千葉ビル)		
代表者氏名	森 英介	担当者氏名	加藤 脩三
担当者所属	生産振興部	担当者役職	部長
担当者 E-mail	kato@np-chiba.jp	担当者電話番号	043-242-6333
プロジェクトでの役割	家畜糞尿堆肥化物の提供		
プロジェクト事業者(排出削減実施事業者) ※2			
事業者名(フリガナ)	太平洋セメント株式会社		
住所	東京都港区台場 2-3-5 台場ガーデンシティビル		
代表者氏名	徳植桂治	担当者氏名	押木 市郎
担当者所属	環境事業部 営業企画 G	担当者役職	
担当者 E-mail	Ichirou_oshiki@taiheiyo-cement.co.jp	担当者電話番号	03-5531-7417
プロジェクトでの役割	家畜糞尿堆肥化物の使用		
プロジェクト参加者 ※3 ※4			
事業者名(フリガナ)			
住所			
代表者氏名		担当者氏名	
担当者所属		担当者役職	
担当者 E-mail		担当者電話番号	
プロジェクトでの役割			
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者 ※5			
事業者名(フリガナ)	太平洋セメント株式会社		
オフセット・クレジット (J-VER)口座番号 ※6			
ダブルカウントの防止の措置※7			
ダブルカウントの防止措置を講ずる事業者等	【ダブルカウント防止措置を講ずる事業者名】 事業者名: <u>太平洋セメント株式会社</u>		

<p>ダブルカウントの防止措置内容</p>	<p>以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。 (オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照)</p> <p>【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 以下の類似制度(電力における RPS 法を含む)に申請しています</p> <p style="padding-left: 40px;">類似制度名: _____</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。</p> <p style="padding-left: 40px;">理由: _____</p> <p>【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。</p> <p><input type="checkbox"/> 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。</p> <p>※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要がある。</p>
-----------------------	--

【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】

以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）を明記します。

あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

ホームページ

ホームページ URL: <http://www.taiheiyo-cement.co.jp/> _____

出版物（環境報告書:CSRレポート）

その他

現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】

公的な報告・公表制度には参加していません。

以下の公的な報告・公表制度に参加しています

地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。

地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策）の策定義務対象者（都道府県）である。

「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。

地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。

制度名: 埼玉県地球温暖化対策推進条例

その他

具体的に: _____

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

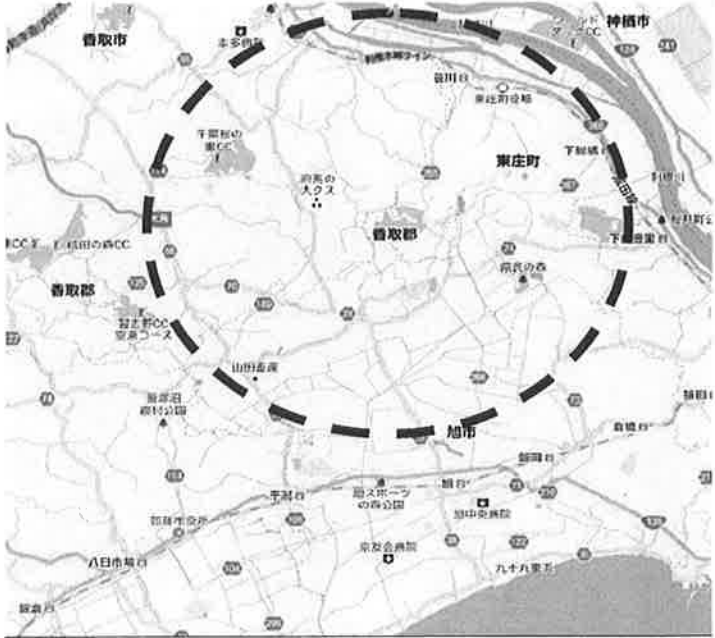
当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

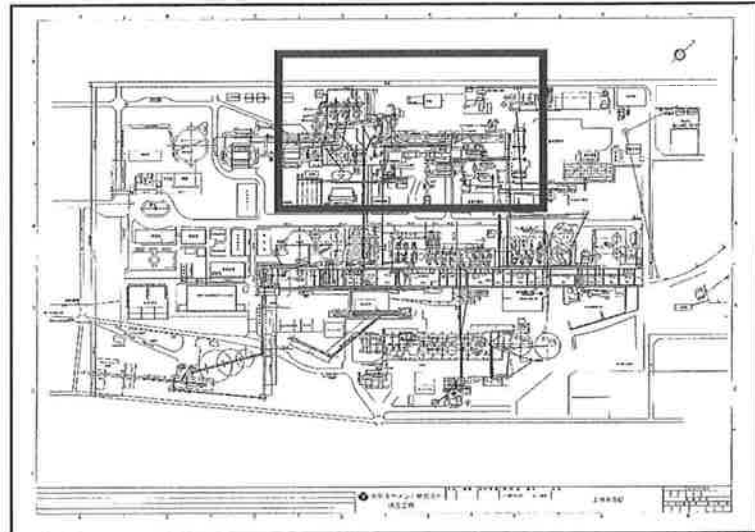
- ※1: プロジェクト代表事業者のパンフレット等、事業内容の説明資料を別途添付すること。プロジェクト代表事業者以外の主なプロジェクト事業者・プロジェクト参加者についてもパンフレット等を添付すること。
- ※2: プロジェクト事業者とは、当該プロジェクトの実施に携わる者のうち、実際に温室効果ガス排出削減活動を実施する者を指す。プロジェクト代表事業者と同一の場合は、その旨を記載すること。
- ※3: プロジェクト参加者とは、プロジェクト代表事業者・プロジェクト事業者以外に当該プロジェクトの実施に携わるすべての者を指す。たとえば、下記が参加者として想定される。
 - ・ 温室効果ガス排出削減活動の実施に際して設備導入等のアドバイスを行う ESCO 事業者等
- ※4: プロジェクト参加者が複数いる場合には、それぞれの参加者の役割及び関係の概要を説明した資料を添付すること。
- ※5: オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者は、プロジェクト代表事業者、プロジェクト事業者、プロジェクト参加者のうちのいずれかであること。
- ※6: オフセット・クレジット(J-VER)口座番号は、口座未取得の場合は記入不要。
- ※7: オフセット・クレジット(J-VER)の発行がなされる場合、ダブルカウントを避けるための所要の措置をとる義務が生じる。詳細は、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款、並びに実施規則 1.4 クレジットの二重使用(ダブルカウント)を参照すること。

B：プロジェクト活動の概要①	
	項目
B.1 プロジェクト活動	<p>B.1.1 プロジェクトの目的及び内容</p> <p>【目的】 セメントキルンで使用する石炭の一部を畜糞由来堆肥化物バイオマスに転換することにより、CO2 排出量を削減する。</p> <p>【内容】 本事業は太平洋セメント株式会社埼玉工場の 6 号キルン燃料として使用されている石炭の一部を千葉県で発生する家畜糞尿堆肥化物で燃料代替することによりエネルギー起源の CO2 排出削減を図るものである。</p>
	<p>B.1.2 プロジェクト実施前の状況</p> <p>全国有数の畜産県である千葉県はバイオマスの全賦存量 644 万トン(平成 22 年)のうち家畜排泄物が 330 万トンを占めている。これらの家畜排泄物は堆肥として有効活用されているが一部地域では堆肥の需給ギャップが存在し、堆肥が過剰に存在している。この地域の畜産農家は堆肥の販売に多大な労力を費やしており、堆肥の新たな利用方法が求められている。千葉県と太平洋セメント株式会社は畜産業の安定的発展と余剰バイオマスの利活用を目的とし、セメントキルンにおける堆肥のエネルギー利用について平成 21 年度から共同研究を行い、一定の条件を満たした堆肥であれば、技術的には堆肥を石炭の代替燃料として用いることが可能であることがわかった。ただし、セメントキルンにおける堆肥の利用に関しては塩素による設備等への影響を含め燃料ベースの燃料価値が低いことから経済合理性がなく事業化が困難と判断されてきた。このため、J-VER 制度を活用することでクレジット収入を獲得し、事業採算性を確保することを検討するに至った。</p>
	<p>B.1.3 排出削減・吸収の達成手段</p> <p>本事業は太平洋セメント株式会社埼玉工場の 6 号キルン燃料として使用されている石炭の一部を千葉県で発生する家畜糞尿堆肥化物で燃料代替することによりエネルギー起源の CO2 排出削減を図るものである。</p>

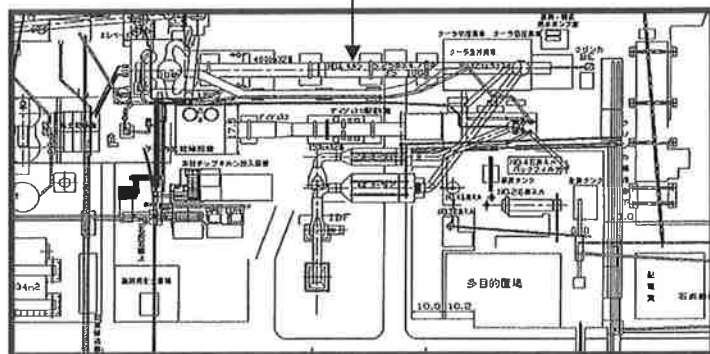
B.2 採用技術	プロジェクトで使用する設備・機器等				
	機器名	メーカー名	耐用年数	導入時期	備考
	セメントキルン 6号	F. Lスミス		1973 年 11 月	
	トラックスケール	アサノ精機	年 1 回 定期検査実施	1997 年 12 月	検査合格票は 2011 年 1 月取得
	トラックスケール電気抵抗線式はかり (SC-6LB-50)	田中衡機工業所	年 1 回 定期検査実施	2012 年 1 月	2012 年 1 月導入予定
B.3 プロジェクト実施場所	実施事業所名	太平洋セメント株式会社埼玉工場			
	住 所	実施場所	住 所		
		堆肥化物の調達	千葉県香取、海匝地域		
		堆肥化物の使用	埼玉県日高市		

	<p>概要</p>	<p>◆堆肥化物の調達 千葉県香取・海匝地域</p> 
--	-----------	---

◆堆肥化物の使用(添付資料 2)



セメントキルン



B：プロジェクト活動の概要②							
B.4 プロジェクト期間 ※1		平成 23 年 10 月 25 日 ～平成 25 年 3 月 31 日（1 年 5 ヶ月）					
B.5 クレジット期間 ※2		平成 23 年 10 月 25 日 ～平成 25 年 3 月 31 日（1 年 5 ヶ月）					
B.6 想定排出削減量 ※3	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
	t-CO2				80.6	1,090.4	1,171
B.7 モニタリング報告の頻度	年に一度						
B.8 補助金	受給の有無 (いずれかに○)	受給している / 申請中 / 検討中 / <u>○</u> 受給しない					
	補助事業名称/補助元						
	補助金額 (申請額含む)	円					
	補助金の使途						
	補助対象年月日	年 月 日 ～ 年 月 日					
	補助金を受給していることを証明する書類	(証拠書類の名称を記入し、別紙「プロジェクト申請方法について」の添付資料一覧に補助金交付通知書等を加えた上で、証拠書類を添付する。)					
備考	①プロジェクトの排出削減量やプロジェクトの実施に影響を与える現在もしくは将来的なリスク要因を特定する ②各リスク要因に対する影響の軽減措置を記述する (リスクの例については、「記入要領」を必ず参照のこと) 特になし						

※1:2008 年 4 月 1 日以前に開始されたプロジェクトについて申請する場合には、本制度によるクレジット収益が無ければプロジェクトの継続が困難であることを、別添資料で説明すること。

※2:クレジット期間は、2008 年 4 月 1 日～2013 年 3 月 31 日の間で設定すること。

※3:想定排出削減量の算定根拠をモニタリングプランで提示すること。なお、想定削減・吸収量は合計値において小数点以下を切り捨てること。

C:適用方法論		
C.1 適用方法論	方法論番号	No.E025 ver.2.0
	方法論名称	石炭から未利用のバイオマスへのセメントキルン燃料代替
C.2 方法論の 適格性基準と の整合性	条 件	説 明 ※1
	C.2.1 条件1	セメントキルンにおけるバイオマスの新規利用により、石炭が削減されること 本プロジェクトにより、堆肥と燃料等価の石炭が削減される。対象事業所では、石炭以外の燃料も用いられているが、燃料当りの単価が高い石炭が優先して代替される。
	C.2.2 条件2	畜糞由来堆肥化物を使用するため該当しない
	C.2.3 条件3	使用されるバイオマスは以下のいずれかに合致する畜糞由来堆肥化物であること 1. 未利用の堆肥化物 2. 供給過剰地域の堆肥化物 3. ベースラインシナリオにおける堆肥利用の採算性が低いもの 本プロジェクトでは 2. 供給過剰地域の堆肥化物となる(資料5参照)
	C.2.4 条件4	プロジェクトの採算性がない、又は他の選択肢と比べて採算性が低いこと。 本プロジェクトにおいて、 石炭の単位発熱量あたりの単価<畜糞の単位発熱量あたりの単価 となるため、採算性が低いプロジェクトである。(資料6参照)
C.2.5 条件5	—	

<p>C.3 適用するガイドライン等</p>	<p>C.3.1 ガイドライン等への準拠</p>	<p>(オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドラインに準拠しない場合の説明)</p> <table border="1" data-bbox="568 365 1313 562"> <thead> <tr> <th data-bbox="568 365 699 416">該当する</th> <th data-bbox="699 365 919 416">準拠の説明</th> <th data-bbox="919 365 1313 416">説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="568 416 699 468"><input type="checkbox"/></td> <td data-bbox="699 416 919 468">全く準拠しない</td> <td data-bbox="919 416 1313 468"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="568 468 699 519"><input type="checkbox"/></td> <td data-bbox="699 468 919 519">一部準拠しない</td> <td data-bbox="919 468 1313 519"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="568 519 699 562"><input checked="" type="checkbox"/></td> <td data-bbox="699 519 919 562">全て準拠する</td> <td data-bbox="919 519 1313 562"></td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 全て準拠する場合は、説明は不要。</p>	該当する	準拠の説明	説明	<input type="checkbox"/>	全く準拠しない		<input type="checkbox"/>	一部準拠しない		<input checked="" type="checkbox"/>	全て準拠する	
該当する	準拠の説明	説明												
<input type="checkbox"/>	全く準拠しない													
<input type="checkbox"/>	一部準拠しない													
<input checked="" type="checkbox"/>	全て準拠する													
<p>C.4 ベースラインシナリオ(BLS)</p>	<p>C.4.1 BLSの特定</p>	<p>(プロジェクトが実施されなかった場合の状態(ベースラインシナリオ)の説明) 畜糞由来堆肥化物のバイオマス類が利用されず、当該セメントキルンでこれまでと同じ種類の石炭が使用される。</p> <p>(ベースラインシナリオを特定する際に信頼度及び入手可能性が低いデータを使用した場合、特定したベースラインシナリオが適切であることの根拠を以下に説明すること) 特になし</p>												
<p>C.5 排出量・吸収量の定量化</p>	<p>C.5.1 不確かなデータの使用</p>	<p>(削減量の定量化において不確かなデータを使用している場合には、削減量の過大評価がないことを以下に説明すること) 特になし</p>												
<p>C.6 備考</p>		<p>(プロジェクトとベースラインシナリオにおける製品又はサービス活動の種類と水準に著しい差異がある場合には以下に説明すること) 特になし</p> <p>(ベースラインの設定に関連する事情の変更等により、将来、プロジェクトを中止しなければならない状況が想定される場合にはその旨以下に説明すること) 特になし</p> <p>(プロジェクト排出量がベースライン排出量より増加するリスクがある場合にはその旨以下に説明すること) 特になし</p>												

--	--

※1: 方法論の条件を全て満たすことを、証拠書類等をもとに説明する。説明にあたっては、証拠書類等の該当箇所が明確になるよう、対応ページ・箇所の明示を行うこと。なお、説明に使用した資料は、名称及び添付資料番号を明記する。また、投資回収年数等について記載しきれない場合には、別添資料で説明してもよい。

D:その他				
D.1 関連する許認可及び関連法令等	<p>(想定される関連法令等については、別紙「オフセット・クレジット(J-VER)制度における手続きについて」の方法論ごとの記載を参照のこと)</p> <p>なお、ここに記載した法令等は、あくまでも想定される主な法令であり、他にも関連する法令等の有無について確認すること。*届け出等が必要な場合は、届け出済みか、予定かを明記のうえ、予定の場合はいつごろ提出予定かも明示すること。</p>			
			該当しない	該当する
	1	大気汚染防止法	✓	<input type="checkbox"/> 具体的に*:
	2	水質汚濁防止法	✓	<input type="checkbox"/> 具体的に*:
	3	騒音規制法	✓	<input type="checkbox"/> 具体的に*:
	4	振動規制法	✓	<input type="checkbox"/> 具体的に*:
	5	景観法	✓	<input type="checkbox"/> 具体的に*:
	6	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	✓	<input type="checkbox"/> 具体的に*:
	7	環境影響評価法	✓	<input type="checkbox"/> 具体的に*:
	8	建築基準法	✓	<input type="checkbox"/> 具体的に*:
9	消防法	✓	<input type="checkbox"/> 具体的に*:	
D.2 環境影響評価及び環境測定	<p>(法令等によって実施が求められていない場合は省略可)</p> <p>なし</p>			

<p>D.3 住民説明会の 実施状況</p>	<p>(法令等によって実施が求められていない場合は省略可) なし</p>
----------------------------	--